

健康保険証発行終了に係る取り扱いについて

この度、法改正により健康保険の資格を証明するものとして、マイナンバーカードを基本とする仕組み（マイナ保険証）へ移行し、2024年12月2日からはこれまでの健康保険証の新規発行や再発行は停止されます。

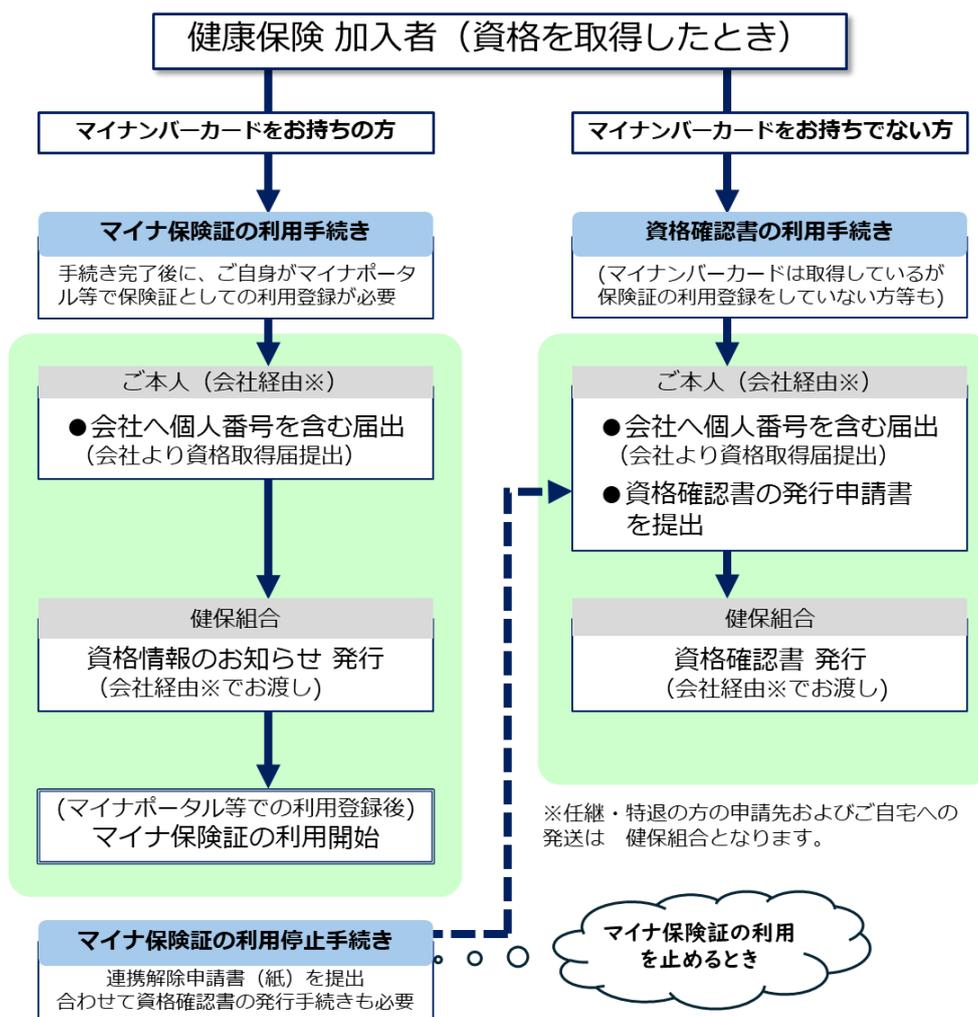
これから医療機関等を受診する際には、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

なお、従来の保険証は2025年12月1日まで使用することができます。

1. マイナ保険証

マイナ保険証とは、医療機関等で受診する際にカードリーダーを通して保険資格を確認するものです。事前にマイナンバーカードを健康保険証として利用登録しておく必要があります。

なおマイナ保険証は、事前の申請手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されたり、ご自身の医療に関するデータに基づいたより適切な医療を受けられるなどの様々なメリットがあります。



2. 資格確認書

資格確認書とは、マイナ保険証を保有していない方が医療機関等で受診する際に保険資格を証明するものです。健康保険の資格情報（氏名や生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報など）が記載されており当健康保険組合が発行します。

3. 資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせとは、健康保険の資格情報（氏名や生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報など）が確認できる書面です。この書面のみで受診することはできませんが、カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が使えないとき、マイナ保険証と併せて提示すると受診することができます。

なお自身の資格情報（マイナンバーカードの登録状況）は マイナポータルでも確認することができます。

4. 従来健康保険証

既に発行されている従来健康保険証（限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証を含む）は、2024（令和6）年12月2日以降、経過措置として最長で1年間となる2025（令和7）年12月1日まで使用することができます。

ただし以下の場合には使用できません

- 退職などで資格を喪失されたとき
- 紛失したとき（再発行されません）
- 氏名の変更などがあったとき（再発行されません）

なお1年間の経過措置の間に資格喪失や変更などがあった場合は、従来どおり届出と併せてすべて返却してください。

5. マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録解除を希望される方は、その旨を健康保険組合へ申請することで利用登録の解除が可能となります。申請が受理されシステムに適用された翌月末に解除処理が反映されます。登録解除の状況はご自身のマイナポータルにてご確認ください。

注：健保へ個人番号を届出されているだけでは、マイナ保険証としての利用登録は完了しておりません。マイナポータルでの利用登録手続きや医療機関等でのカードリーダーによる認証によってマイナンバーカードでの保険証利用が可能となりますので、この手続きがお済みで無い方は申請の必要はございません。なお、利用登録状況が不明の方はマイナポータルでご確認頂けます。

以上